

○千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年12月22日条例第39号）

千葉県生涯大学校設置管理条例

昭和五十三年十二月二十二日  
条例第三十九号

改正 昭和五五年 三月二九日条例第一一号 昭和六一年一月一九日条例第四三号  
昭和六二年一月二一日条例第三四号 昭和六三年一月五日条例第四三号  
平成元年一月二五日条例第四三号 平成二年一月一七日条例第四四号  
平成四年一月九日条例第七三号 平成六年一月二二日条例第四一号  
平成九年七月一五日条例第一九号 平成十一年三月一二日条例第一二二号  
平成一四年一〇月一八日条例第六一号 平成一七年一〇月二五日条例第七九号  
平成二一年七月一七日条例第四一号 平成二四年七月一三日条例第五五号  
平成二五年一月二六日条例第六四号 平成二八年一月二七日条例第六三号  
平成三〇年三月二三日条例第一〇号 平成三〇年一月二八日条例第六一号

千葉県生涯大学校設置管理条例

題名改正〔平成四年条例七三号〕

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、生涯大学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成四年条例七三号〕

（設置）

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

一部改正〔平成四年条例七三号・二四年五五号・三〇年一〇号〕

（名称及び位置）

第三条 大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県生涯大学校京葉学園	千葉市
千葉県生涯大学校東葛飾学園	松戸市・流山市
千葉県生涯大学校東総学園	銚子市・香取郡神崎町
千葉県生涯大学校外房学園	茂原市・勝浦市
千葉県生涯大学校南房学園	館山市・木更津市

一部改正〔平成四年条例七三号・六年四一号・一一年一二号〕

（学部等、修業年限及び定員）

第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。

2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学部及び専攻科	修業年限	定員（一学年）	
千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	二年	二一〇名	
	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	九〇名
		陶芸コース	一年	五〇名
	地域活動専攻科	一年	五〇名	

千葉県生涯大学校東葛飾学園	健康・生活学部		二年	三〇〇名
	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	一四〇名
		陶芸コース	一年	五五名
	地域活動専攻科		一年	五〇名
千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部		二年	七〇名
	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸コース	一年	二五名
	健康・生活学部		二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校外房学園	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	五〇名
		陶芸コース	一年	二五名
	健康・生活学部		二年	五〇名
千葉県生涯大学校南房学園	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸コース	一年	二五名

全部改正〔平成四年条例七三号〕、一部改正〔平成六年条例四一号・一一年一二号・一四年六一号・一七年七九号・二四年五五号・二八年六三号・三〇年一〇号〕

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、大学校の設置の目的を効果的に達成するため、大学校の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 大学校における授業に関する業務
- 二 大学校への入学の手続（入学の許可を除く。）に関する業務
- 三 その他大学校の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

追加〔平成一七年条例七九号〕

(入学資格)

第七条 大学校に入学できる者は、県の区域内に住所を有する五十五歳以上の者とする。

2 前項に定めるもののほか、第四条第一項に規定する地域活動専攻科に入学できる者は、同項に規定する健康・生活学部を修業した者及びこれに相当する者として知事が定める者とする。

一部改正〔昭和五五年条例一一号・平成一七年七九号・二四年五五号・二八年六三号〕

(入学の許可)

第八条 大学校に入学しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

一部改正〔昭和五五年条例一一号・平成一七年七九号〕

(管理の基準)

第九条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金)

第十条 大学校を利用する者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の支払の時期)

第十一条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の免除)

第十二条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の返還)

第十三条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(知事による管理)

第十四条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該大学の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該大学を利用する者は、第十条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合における第十一条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十条第三項」とあるのは「第十四条第二項」とする。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

7 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十四条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四一号〕

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例六一号・一七年七九号・二一年四一号〕

附 則

この条例は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十一号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日条例第四十三号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十一日条例第三十四号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月五日条例第四十三号）

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十二月二十五日条例第四十三号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日条例第四十四号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月九日条例第七十三号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日条例第四十一号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定（同表千葉県生涯大学校北総学園の項名称の欄の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月十五日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日条例第十二号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第六十一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十五年三月三十一日において千葉県生涯大学校（以下「大学校」という。）に在学している者については、改正後の千葉県生涯大学校設置管理条例第七条の規定にかかわらず、その者が引き続き大学校に在学する間は、授業料を徴収しない。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第七十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十三日条例第五十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた一般課程、専攻課程及び通信課程は、平成二十五年三月三十一日において当該課程に在学している者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十八年十二月二十七日条例第六十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた地域活動学部は、平成二十九年三月三十一日において当該学部に在学している者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学部の授業料については、なお従

前の例による。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第三項の規定により置かれた造形学部園芸コースは、平成三十一年三月三十一日において当該コースに在学している者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該コースの授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）

別表（第十条第三項）

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲	
授業料	健康・生活学部	一年につき	一万六千四百円以内	
	造形学部	園芸まちづくりコース	一年につき	三万三千三百円以内
		陶芸コース	一年につき	五万九千二百円以内
	地域活動専攻科	一年につき	一万六千四百円以内	

備考

一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号・三〇年一〇号・六一号〕